

【件名】

自治体間の広域連携を活用したシェアサイクルについて

【要旨】

自治体間の広域連携を活用したシェアサイクルについて、令和4年度の利用状況等の取りまとめ及び事業の検証を行ったので以下のとおり報告する。

1 実証実験について

(1) 期間

令和2年7月20日～令和5年3月31日

(2) 目的

区内の公共交通の補完、区民の移動利便性の向上、自治体間の広域連携等といった課題に対し、シェアサイクルを区で導入することの効果や運用方法等について幅広く検証することを目的とし、実証実験で得られたシェアサイクル事業の利用状況や期待される効果等を踏まえ、実験期間終了後の事業の方向性を定める。

2 経緯

令和2年 7月20日 中野区シェアサイクル事業開始

サイクルポート8箇所設置

・事業主体：中野区

・運営主体：(株)ドコモ・バイクシェア

10月 1日 自転車シェアリング広域連携に関する協定締結

中野区含む特別区11区が連携区となる

令和4年 4月 1日 杉並区、練馬区が自転車シェアリング広域連携に参入

8月 1日 墨田区が自転車シェアリング広域連携に参入

令和5年 3月15日 世田谷区が自転車シェアリング広域連携に参入

3 シェアサイクル事業の状況（令和5年3月末時点）

(1) 区内サイクルポート数

41箇所

(2) 自転車配備台数の遷移（広域連携区全体）

令和2年7月時点：8,325台 ⇒ 令和5年3月時点：10,234台

(3) 広域連携に関する協定により相互乗り入れが可能な自治体数

14区

(4) 登録者数（中野区シェアサイクル登録者）

約1.4万人

4 今後の取り組み

区は以下の取り組みにより、事業者と連携しシェアサイクルの普及促進を図る。

(1) 利用環境整備による利便性の向上

- ・地域活動等の拠点である公有地へのポート増設を支援し、利用環境の向上を図る。
- ・隣接区との往来が増加するよう、他の自治体との広域連携を強化する。
- ・利用者がサービスを選択し、目的地まで最適に移動できる環境をつくるため、ドコモ・バイクシェア以外の事業者との連携を図る。

(2) 移動環境の一つとしての定着に向けた普及促進

- ・シェアサイクル事業の概要や利用方法、利用料金等についてPRし、区民への普及と利用促進に努める。
- ・事業者と連携し、利用者に対して安全利用の周知・啓発を行う。
- ・事業者に対して適切なポートの維持管理を要望する。

(3) シェアサイクルのデータ活用と区政課題解決への寄与

- ・事業者が収集・分析した利用データにより、需給バランスを踏まえたシェアサイクルの適正な運用や将来的な在り方について検討する。
- ・利用実績やビッグデータを活用し、自転車通行空間の利用状況等の検証を行う。
- ・利用軌跡や事故発生箇所等のデータを用いて、効果的な交通安全の啓発活動につなげる。

6 今後のスケジュール

令和5年	7月	ドコモ・バイクシェア以外の事業者への連携に係る意向確認
	8月	連携のための協定締結等の調整
	9月頃	協定締結
	10月以降	定例会議開催、ポート配分、データ活用等